平成３０年（フ）第１５号
岩手県二戸市仁左平字横手15番地１
債務者　五日市勇也
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成３０年（フ）第１６号
岩手県久慈市侍浜町北野第３地割10番地
債務者　髙橋恵美子
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月21日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成３０年（フ）第１３号
大分県佐伯市弥生大字井崎1812番地１　木ノ瀬団地５棟101
債務者　足立　律子
１　決定年月日時　平成30年６月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成３０年（フ）第１５６号
沖縄県那覇市おもろまち４丁目７番１号　カーサヴェルディ501
債務者　浅見　敏幸
１　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１５７号
沖縄県那覇市前島２丁目10番１号　前島アパート302
債務者　座間味七世
１　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第５７４号
名古屋市南区前浜通３丁目21番地　五十鈴コーポビル403号
債務者　岡本　光子（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７１４号
名古屋市緑区相川３丁目19番地　サンモール井田３Ｃ号
債務者　秋田　茂晴
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年９月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７７５号
愛知県豊明市栄町大根１番地の395　豊明栄病院、住民票上の住所名古屋市西区江向町４丁目37番地の２　ハートイン江向４Ｂ号
債務者　駒谷　将悦
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３９７０号
東京都足立区加平３丁目12―３　スプリング北綾瀬Ａ101
債務者　江戸　　章
１　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７０８号
東京都町田市能ヶ谷２丁目６番５号２Ｆ
債務者　竹川　由美
１　決定年月日時　平成30年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月23日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３９１０号
東京都大田区大森本町２丁目２－２　大森老人ホーム
債務者　佐藤　雪子
１　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９２１号
東京都練馬区春日町６丁目10―38
債務者　増田　　弘
１　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９５９号
東京都世田谷区喜多見９丁目13－４
債務者　須藤　麻由（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９６０号
東京都八王子市下柚木２丁目22―20―301
債務者　堀田　彩乃（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９６９号
東京都葛飾区金町２丁目24―11―201
債務者　若菜　　霞（旧姓富田）
１　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９７１号
東京都板橋区双葉町25―３―101
債務者　香田　隆志
１　決定年月日時　平成30年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
５　免責審尋期日　平成30年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部